



特定退職金共済制度

新企業年金保険



岡山県商工会連合会

〒700-0817 岡山市弓之町4番19-401号

岡山県中小企業会館内

TEL(086)224-4341 FAX(086)222-1672

ご加入のおすすめ

事業主の皆様には益々御健勝のこととおよろこび申し上げます。

さて、商工会連合会では各事業所従業員の福利厚生対策の一環として、「特定退職金共済制度」を実施しております。本制度は所轄税務署の承認を受けておりますので、“税法上きわめて有利な取扱”ができ、また“労働力の確保・事業経営の安定対策”の一つとしてご利用いただけるものと存じます。事業主の皆様におかれましては、この制度の趣旨を宣しくご参酌の上、多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、中小企業退職金共済制度との重複加入も認められております。

掛金

掛金は1人1口額1,000円(30円の制度運営費を含む)で30口(30,000円)まで加入できます。

掛金の負担

掛金は、全額事業主負担です。

□数の増加

申出により、30口を限度として途中で加入口数を増加させることができます。(規約に定める事由以外口数を減らすことはできません。)

掛金の運用

この制度の掛金については、生命保険会社にその管理と運用を委託します。

制度の内容

給付金の種類

この制度の給付金の種類は、つぎの通りです。

- ・退職一時金・・・被共済者(加入従業員)が退職したとき。
- ・遺族一時金・・・被共済者(加入従業員)が死亡したとき。
- ・年金・・・加入10年以上かつ満55才以上の退職者が希望するとき。

税法上の取扱い

- ・掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- ・退職一時金は、退職所得となります。「退職所得の受給に関する申告書」を提出していただきます。(所得税法31条、同法施行令第72条、183条)
- ・遺族一時金は相続税の対象となりますが、法定相続人1人につき500万円が非課税財産となります。(相続税法第3条、第12条)
- ・年金は公的年金等控除の対象となる雑所得として取扱われます。(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)

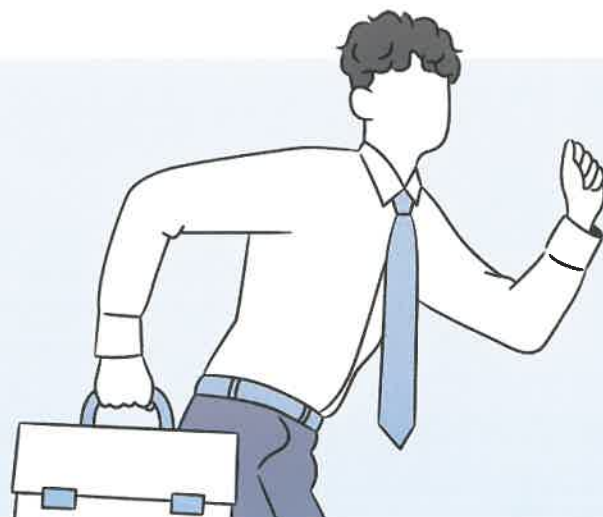
給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は被共済者(加入従業員)です。

なお、本人死亡のときは、労働基準法施行規則に定める遺族保障の順位によります。

給付金の受取人

途中で共済契約を解約した場合でも、解約手当金はその被共済者(加入従業員)に支払われます。



制度の取扱

本制度は岡山県商工会連合会が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。

01 加入できる事業主 = 共済契約者

商工会の会員である事業主（事業所）であれば、誰でも常時雇用従業員を加入させることができます。

02 加入するときは、一任意包括加入

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全常時雇用従業員を被共済者とするのが基本です。

また、被共済者となれる方は満15歳以上65歳未満の方で、満70歳に達する日まで継続できます。
なお、次のような人は被共済者とする(加入させる)ことはできません。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①期間を定めて雇われている者(アルバイト雇用) | ⑥法人企業の役員 |
| ②季節的な仕事のために雇われている者 | ⑦事業主及び事業主の配偶者 |
| ③試用期間中の者 | ⑧事業主と同居の親族 |
| ④非常勤の者 | ⑨他の特定退職金共済制度に加入している者 |
| ⑤パートタイマーのように、労働時間の特に短い者 | |

03 加入手続

事業主が対象となる従業員を被共済者として、加入しようとする月の20日までに商工会または、商工会連合会に申し込んでください。

なお、初回掛金は、翌月17日に自動振替にてお払込みいただきます。

04 加入日

申込の翌々月1日の加入となります。掛金は、毎月17日に自動振替にてお払込みいただきます。

05 被共済者証の発行

被共済者に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

06 給付金の請求

被共済者が退職したり、死亡したりあるいは年金の支給を受けようとするときは、商工会に備えつけの書類によって請求してください。

自動振替のできる金融機関…中国・トマト銀行、おかやま・玉島・吉備・備前日生・備北・津山信用金庫。

◎詳しい内容は最寄りの商工会までお問い合わせください。

委託生命保険会社

ジブラルタ
生命保険(株)
[幹事]

富国生命
保険(株)

大同生命保険
相互会社



退職金規定（例）

- 第1条 1.従業員が退職した場合、この規定により退職金を支給する。
2.前項の退職金の支給は、会社が各従業員に対して岡山県商工会連合会（以下「商工会」と言う。）との間に特定退職金共済契約を締結する事によって行うものとする。
- 第2条 1.新たに雇い入れた従業員については、見習い期間を経過し、本採用となった月に加入させる。
- 第3条 1.特定退職金共済契約は、従業員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年4月に掛金を調整する。
- 第4条 1.退職金額は、掛金月額と掛金納付月数に応じて算出される額とする。
- 第5条 1.従業員が懲戒解雇を受けた場合には、商工会に退職金の減額を申し出ることがある。
- 第6条 1.退職金は、必要書類を提出する事により商工会連合会より受けるものとする。
- 第7条 1.この規定は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議の上改廃することができる。

（付則）

- 第1条 1.この規定は、令和〇年〇月〇日より実施する

（別表）掛金月額表

基本給月額	掛金月額
120,000円未満	3,000円
120,000円以上～150,000円	4,000円
150,000円以上～200,000円	5,000円
200,000円以上～250,000円	6,000円
250,000円以上～300,000円	7,000円
300,000円以上～350,000円	8,000円
350,000円以上～400,000円	9,000円
400,000円以上～450,000円	10,000円
450,000円以上	10,000円



特定退職金共済制度給付額試算表

給付額試算表(月払掛金1口1,000円について)

制度運営費3%

加入 期間	掛金累計	一時金	遺族 一時金	10年確定 年金	加入 期間	掛金累計	一時金	遺族 一時金	10年確定 年金
	円	約 円	約 円	約 円		円	約 円	約 円	約 円
1年	12,000	11,470	21,470	100	21年	252,000	257,740	267,740	2,251
2年	24,000	23,030	33,030	201	22年	264,000	270,910	280,910	2,366
3年	36,000	34,660	44,660	302	23年	276,000	284,170	294,170	2,482
4年	48,000	46,380	56,380	405	24年	288,000	297,520	307,520	2,599
5年	60,000	58,170	68,170	508	25年	300,000	310,960	320,960	2,716
6年	72,000	70,040	80,040	611	26年	312,000	324,480	334,480	2,834
7年	84,000	81,990	91,990	716	27年	324,000	338,090	348,090	2,953
8年	96,000	94,010	104,010	821	28年	336,000	351,790	361,790	3,073
9年	108,000	106,120	116,120	927	29年	348,000	365,580	375,580	3,193
10年	120,000	118,310	128,310	1,033	30年	360,000	379,460	389,460	3,314
11年	132,000	130,570	140,570	1,140	31年	372,000	393,430	403,430	3,436
12年	144,000	142,920	152,920	1,248	32年	384,000	407,490	417,490	3,559
13年	156,000	155,350	165,350	1,357	33年	396,000	421,640	431,640	3,683
14年	168,000	167,860	177,860	1,466	34年	408,000	435,880	445,880	3,807
15年	180,000	180,450	190,450	1,576	35年	420,000	450,220	460,220	3,932
16年	192,000	193,120	203,120	1,687					
17年	204,000	205,880	215,880	1,798					
18年	216,000	218,720	228,720	1,910					
19年	228,000	231,640	241,640	2,023					
20年	240,000	244,650	254,650	2,137					

【給付額試算表の記載数値について】

給付給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動(上下)することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- ① 加入口数が加入者全体で月払4,500口以上の加入を前提としております。
- ② 加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- ③ 試算表は令和5年8月1日の引受保険会社の引受割合及び予定利率が維持されることとして計算しております。
- ④ 配当金は加算されておられません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。
また、配当金が生じた場合には、積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合には、その年の配当金がありません。

注) この制度は、岡山県商工会連合会が生保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。この関係で、掛金ならびに積立金から生保険会社が一定の割合で事務手数料を徴収します。加入期間が短い場合には、この生保険会社の事務手数料部分および商工会連合会の制度運営手数料部分を運用利息で補うことができないため、一時金額が払込掛金累計を下回ることがあります。



働 く 人 のパートナー
地 域 の 企 業のパートナー
地 域 社 会のパートナー
あ なたの人生のパートナー
夢 を 広 げるパートナー